

旧筑西市民病院解体に伴う不要財産処分の認可の概要について

1. 旧筑西市民病院の解体

筑西市が作成した新中核病院整備基本計画では、新病院の整備とともに、旧筑西市民病院の解体まで含めた計画となっている。このため、筑西市が旧筑西市民病院（以下「旧病院」という。）の解体を実施する。

2. 筑西診療所の継続

筑西診療所は、現在、旧病院の建物の一部を使用して地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）が運営している。

今後も引き続き、同じ場所で法人が運営していくため、診療所に係る土地・建物を継続して活用する。

3. インフラ切回し工事とレントゲン等移設工事

インフラ（電気・水道・消防設備）が旧病院内を經由して筑西診療所に供給されていたため、市と法人で交わした協議書に基づき、市において解体に向けたインフラ切回し工事を実施している。

また、旧病院内に設置されているレントゲン等の機器の移設工事も、同時に実施している。

4. 不要財産の納付

インフラ切回し工事とレントゲン等移設工事が完了した時点で、筑西診療所で使用しない土地・建物・構築物が不要財産になる。このため、地方独立行政法人法に基づき不要財産を筑西市に納付する。（参考資料 3：不要財産返納計画図・青枠内）

根拠法令 地方独立行政法人法 第6条第4項、第42条の2第1項

（財産的基礎）

第六条

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5. 不要財産の納付に対する現金補填

法人の帳簿上（貸借対照表）において、旧病院の土地・建物・構築物は資本金等の財産的基礎を成している。不要財産の納付により法人の財産が減少するため、市が相応分を現金補填して、法人の財産的基礎を維持する考え。

土地	305,622,872円
建物	18,887,889円
構築物	<u>578,642円</u>
計	325,089,403円 ※

※ 地方独立行政法人法施行令第8条に基づき、返納見込みである令和4年6月30日時点の帳簿価額で算出したものであり、法人からの認可申請書に記載のある4月時点の帳簿価額とは金額は異なる。返納時期により金額は変動する。

6. 定款の変更

不要財産の返納に伴い、法人の定款に記載されている土地・建物の面積が変わるため、定款の変更を行う。

7. 解体工事の実施

不要財産の納付手続き後、土地・建物を筑西市に名義変更し、筑西市が実施主体となって解体工事を行う。